

全国大会等出場選手強化事業補助金交付要領

この要領は、全国大会等出場選手強化事業補助金交付規程（以下「交付規程」という。）第 15 条に基づき、交付に関し必要な事項を定める。

1 用語の定義

- 全国大会等 … 全国大会等とは、国民体育大会、全国障害者スポーツ大会、日本スポーツマスターズ、全国高等学校総合体育大会（インターハイ）、全国中学校体育大会、各競技の全国選手権大会など全国規模の大会をいう。
- 国際大会 … 国際大会とは、オリンピック・パラリンピック大会、世界選手権大会、ワールドカップ、アジア大会など3か国以上参加の世界的規模の大会をいう。

2 補助対象者

次のすべての要件に該当するものとする。

- (1) 以下の選出基準により加盟団体が推薦し、この法人が指定又は認定（専門委員会で審議、決定）した個人（以下「強化指定選手」という。）、団体（以下「強化指定チーム」という。）及びその指導者（以下「強化認定指導者」という。）とする。

《選出基準》

○強化指定選手（個人競技の場合）

- ① 前年度に国際大会、全国大会等に出場した者
- ② 前年度の国際大会、全国大会等出場最終予選会の入賞者で上記①以外の者

○強化指定チーム（団体競技の場合）

- ① 前年度に国際大会、全国大会等に出場した団体等
- ② 前年度の国際大会、全国大会等出場最終予選会のベスト8で上記①以外の団体等

○強化認定指導者

上記の強化指定選手又は強化指定チームを直接指導する者

- (2) 強化指定選手は、加盟団体に所属する長野市民（住民登録のある者）とする。

- (3) 強化指定チームは、長野市内の学校及び市内に在住、在勤、又は在学する人により構成された団体等とする。

※ 交付対象者は、個人競技については選手のみ、団体競技については大会要項によるエントリー数（上限20名）とする。

- (4) 中学生の選定にあたっては、長野県中学校体育連盟と協議の上、決定されたいこと。

3 補助対象事業

- (1) 加盟団体の管理の下に計画的に実施されることが保障され、強化指定選手及び強化指定チームを対象とした強化合宿、練習試合とする。

- (2) 補助事業対象者は、全員「スポーツ等保険」に加入すること。

- (3) 参加者は、事前に健康診断を受ける等、健康・安全に配慮すること。

- (4) 中学生以下の強化合宿、練習試合の開催地は、原則、県内とし、長期休業又は連休等を利用して実施すること。

4 補助対象経費、補助率等

- (1) 補助対象とする交通費は、別途「事務取扱要領」による。

- (2) 施設・設備使用料は、補助対象事業の強化合宿、練習試合に係る施設の使用料（利用料）及び得点板、掲示システム、冷暖房などの設備・備品使用料（利用料）で、施設管理者に支払う経費をいう。